

徳島市鳥獣被害対策実施隊設置要綱

(設置)

第 1 条 徳島市鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。)第 9 条の規定に基づき、徳島市鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という。)を設置する。

(職務)

第 2 条 実施隊の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第 4 条第 1 項に規定する被害防止計画に定める対象鳥獣の捕獲に関すること。
- (2) 防護柵の設置に関すること。
- (3) その他徳島市鳥獣被害防止計画に基づく鳥獣被害防止施策に関すること。

(隊員)

第 3 条 実施隊の隊員(以下「隊員」という。)は本市職員のうちから市長が指名する。

2 隊員の任期は、指名された日から当該年度の 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。

(隊長及び副隊長)

第 4 条 実施隊に隊長及び副隊長各 1 人を置く。

2 隊長は、実施隊の業務を総括する。

3 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるとき、又は隊長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第 5 条 実施隊の事務局は、経済部農林水産課に設置する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、実施隊に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この規則は、平成 26 年 1 月 17 日から施行する。